

団体活動のための補償制度 スポーツ／文化活動／ボランティア活動

スポーツ安全保険®

小さな掛金で充実補償



熱中症も対象



ネットで簡単手続き



3つの補償が皆様の活動をサポート



傷害保険

傷害による入・通院、手術、
後遺障害、死亡を補償

※熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒も対象



賠償責任保険

対人・対物事故により負った
法律上の損害賠償責任を補償



突然死葬祭費用保険

突然死(急性心不全、脳内出血など
による死亡)に際し、親族が負担
した葬祭費用を補償



スポあんネット
加入手続きはネットから



公益財団法人スポーツ安全協会

加入対象となる団体 | 4名以上の団体

スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う
4名以上のアマチュアの団体・グループが加入できます。

加入できる団体例 スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、企業・大学・地域のクラブ活動、各種同好会、各種教室・講座、老人クラブ、ボランティア団体、学童クラブ、放課後子ども教室、町内会、PTAなど

※ 家族だけの活動、プロスポーツ、営利活動を行う団体は加入できません。(会員制スポーツクラブ等の場合、その会員・参加者は加入できます。)

補償対象となる事故 | 加入手続きを行った団体における日本国内での次の事故を補償

団体での活動中 団体の管理下における団体活動中の事故

往復中 団体が指定する集合・解散場所と加入者の自宅との通常の経路往復中の事故

主な加入区分・年間掛金(1人年額)

年間掛金には、制度運営費10円が含まれます。

子ども ※1	スポーツ活動 文化活動・ボランティア活動・地域活動	A1	800円
高校生以上	文化活動・ボランティア活動・地域活動 準備・片付け・応援・団体の送迎	A2	800円
	スポーツ活動 (指導・審判を含む)	64歳以下※2 C	1,850円
		65歳以上※2 B	1,200円
	危険度の高いスポーツ活動※3 (指導・審判を含む)	D	11,000円

※1 「子ども」とは中学生以下の者および特別支援学校高等部の生徒をいいます。

※2 令和7年4月1日時点の年齢を基準とします。

※3 危険度の高いスポーツ活動とは山岳登山、アメリカンフットボール、ボブスレー、リュージュ、スケルトン、スカイダイビング、航空機(グライダーおよび飛行船を除く。)の操縦、超軽量動力機、ハングライダー、ジャイロプレーンの搭乗、その他これらに類するスポーツ活動をいいます。

【個人活動も補償する加入区分】

左記加入区分以外にも、個人活動を補償する **AW** (子ども)、**CW** (64歳以下)、**BW** (65歳以上) もあります。
詳細は「スポーツ安全保険のあらまし」をご覧ください。

補償額

加入区分	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
	死亡	後遺障害 (最高)	事故の日からその日を含めて180日以内 入院(1日目から/日額 180日限度)	通院(1日目から/日額 30日限度)		
A1	3,000万円	4,500万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故 5億円 (ただし、対人賠償は1人 1億円)	180万円
A2	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
C	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
B	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
D	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

補償期間

掛金の支払日が令和7年3月31日以前の場合
令和7年4月1日午前0時から

掛金の支払日が令和7年4月1日以降の場合
掛金の支払日の翌日午前0時から

令和8年3月31日
午後12時まで

※令和7年4月1日以降の追加加入手続きで、200名以上の団体を対象とした大規模団体加入方式または翌月一括追加方式の要件を満たす場合、団体への入会手続き完了時から補償開始となります。

このご案内は、スポーツ安全保険の概要を説明したものです。

ご加入の際には必ず「スポーツ安全保険のあらまし」「重要事項説明書」をよくお読みください。

https://www.sportsanzen.org/aramashi/spoan_2025/index.html

詳細は保険約款および特約書によりますが、ご不明な点につきましてはスポーツ安全協会または東京海上日動までお問合せください。



加入手続きに関するご照会先 平日 9:30~17:00



ご照会にあたっては、「スポあんネット」のご利用ガイド、よくあるご質問もご確認ください。

03-5510-0033

〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11

〈共同引受保険会社(令和7年4月予定)〉

あいおいニッセイ同和 共栄火災 損保ジャパン 大同火災
東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIG損保

〈幹事保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社

担当課:公務第二部 文教公務室

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階

☎ 0120-233-801 (平日 9:00~17:00)

当補償制度は、スポーツ安全保険特約書に基づく傷害保険(スポーツ安全協会傷害保険特約・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)・スポーツ安全協会傷害保険特約(就業中外担保)・突然死葬祭費用担保特約付帯普通傷害保険)および賠償責任保険(スポーツ安全協会賠償責任保険特約等付帯施設賠償責任保険・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)付帯普通傷害保険賠償責任担保条項・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外・就業中外担保)付帯普通傷害保険賠償責任担保条項)によって構成されています。